

地方自治法施行令の一部を改正する政令の概要

1 政令改正理由

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共土木施設の復旧事業等に係る工事が円滑に実施されるようにするため、公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることのできる割合を改める必要がある。

2 政令改正の概要

地方公共団体が発注する公共工事に要する経費の前金払の特例として、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割を超えない範囲内に限り、前金払をすることができることとされている^{※①}が、当該割合を東日本大震災に伴う災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に限り、4割に引き上げる措置を講ずる^{※②}こととする。

※① この特例として、公共工事に要する経費のうち、工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費については、その4割を超えない範囲内で前金払をすることができることとされている（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条）。

② ①の割合について、5割を超えない範囲内で前金払をすることができるよう、地方自治法施行規則附則第3条を改正する予定としている。

3 施行日

公布の日から施行